

令和 4 年  
第 4 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和4年第4回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年4月26日（火）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年第4回立川市農業委員会総会

令和4年4月26日（火）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君  
次長 奥野 武司 君  
係長 熊谷 寛 君  
主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 本日は、春のお忙しい中、皆様に御出席いただきまして大変ありがとうございます。

ちょうど今、外を見るとハナミズキが咲いていまして、きれいな時期でございますが、農家は花というより、もうとにかく今は植え付けとか、種まきとか、そういった時期で忙しい時期でございますので、忙しい時期ですけれども御協力をお願いしたいと思います。

また、5月からはクールビズということで、ネクタイはこの4月までということなので、5月から10月まではノーネクタイということで結構でございますので、併せてお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和4年第4回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は6番の嶋田貞芳委員、7番の鳴島広之委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出が3件、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出が2件。一括して事務局よりお願いをいたします。

局長 報告事項に入ります前に、1点お願いがございまして、資料の差し替えのお願いでございます。委員の皆様事前に送りをしております資料でございますが、一部に誤りがございました。大変恐縮でございます。今、机上に配付をさせていただいているものが正しいものでございますので、そちらを御参

考にさせていただきます、議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

失礼申し上げますが、着座の上、御説明を申し上げます。

それでは、初めに報告事項（１）事務報告を行います。事務報告と記載をされました資料を御覧いただきたいと思います。

４月１５日（金）、東京都農業会議農業委員会職員基礎研修会が開催をされまして、事務局が出席してございます。

４月１９日（火）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が清瀬市役所で開催をされまして、会長、事務局で出席をいたしております。

委員会といたしましては、４月１４日（木）に本総会に向けた現地調査、本日、２６日（火）、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催する予定でございます。

明日以降でございます。

４月２８日（木）、東京都農業会議都市農地制度基礎研修会、５月１３日（金）、東京都農業会議農地台帳システム研究会、５月１７日（火）、東京都農業会議監査会、５月２３日（月）、東京都農業会議生産緑地制度研修会、５月３０日（月）、北多摩地区農業委員会連合会通常総会の開催が、それぞれ予定をされております。

委員会といたしましては、５月１６日（月）、５月の総会に向けた現地調査、２５日（水）午後３時より第５回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項（１）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第８号の規定によります届出３件について御報告を申し上げます。

第４回立川市農業委員会総会報告を１枚おめくりいただきたいと思います。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1 件目。農地の所在は一番町 4 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は駐車場。面積は合わせまして 1, 5 2 3 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地となっております。

2 件目。農地の所在は富士見町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 9 9 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地となっております。

3 件目。農地の所在は富士見町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は 3 7 3 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場用地となっております。

さらに 1 枚おめくりをいただきまして、それぞれ周辺略図を御参照いただければと思っております。

続きまして、報告事項（3）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定により届出 2 件につきまして御報告申し上げます。

さらに 1 枚おめくりをいただきたいと思っております。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人等の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりとなっております。

1 件目。農地の所在は上砂町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 2, 2 5 6 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地で、分譲住宅 1 7 棟が計画をされております。

2 件目。農地の所在は一番町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 8 7 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は住宅用地でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、それぞれの周辺略図を御参照願えればと思っております。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件につきまして、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第 1 号、都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定について、1 件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長       それでは、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定につきまして。

      現地調査を4月14日、借受人立会いの下、会長、高杉委員、事務局で行いましたので、御説明いたします。

      本案件につきましては、昨年4月の総会にて御審議いただき決定されました事業変更計画の一部を再度変更するものでございます。

      変更点は2点ございます。1つ目が貸借期間の延長についてです。賃借地の貸借期間を10年間としておりましたが、ハウスの耐用期間が15年であることから、貸借期間を20年に変更するとのことでございます。2つ目が栽培品目の変更についてです。当初、計画では低カリウム野菜の栽培としておりましたが、内容を高設イチゴ栽培に変更されるとのことでございます。

      なお、事業計画の要件事項につきましては変更はありませんが、今回の変更内容が軽微な変更には当たらないことから、改めまして審査いただくものでございます。

      議案第1号は以上でございます。

議長       ありがとうございます。

      議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

      まず初めに高杉委員、次に私、鈴木のほうでお願いします。

      それでは、高杉委員、お願いします。

12番       この方の変更点については、先ほどおっしゃっていただいたとおりなんですけれども、これは使用貸借ではなくて賃貸なんです。賃貸ということは、相続が起きても、そのときに返してよというわけにはいかないんですけれども、内々なので、それは問題ないということなんです。申請人で借受人のあみちゃんファームのほうでは税理士さんに相談をして、貸してくださる方が亡くなっても、土地の売買をしなくて、ちゃんと残るといふのを確認しているそうです。



議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

既に事務局から報告があったのと、今、説明があったとおりでございます。

前は低カリウム野菜ということだったんですけれども、販売がうまくいかない面があるということで、そういったようなことで、新たにイチゴを生産することになったわけでございます。その関係で、ビニールハウスのほうも耐用年数の関係で貸借が長くなっていったということでございます。

その中で、この方に、これだけ大きなハウスを作って、イチゴ栽培のほうはどうなんですか、売り先はあるんですかといったことも聞いてみたら、やはりみの一れとか、この地区で当然販売はしたい。そのほか、今現在、エディブルフラワーを販売している取引先、そちらの方での販売も想定しているということも言うておりましたので、その点については問題ないということでございました。この件については問題はないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願ひしたいと思います。ないですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、申請人に計画の変更内容等について確認を行いたいと思いますので、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 こんにちは。本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、申請人の方に都市農地の貸借円滑化法の規定による変更事業計画の内容などについて御説明をお願いしたく、本日は総会に御出席をお願いいたしました。また御理解の上、御協力のほどお願ひしたいと思います。

まず、私からお伺ひします。

この法律は生産緑地の貸借制度の整備を目的として施行されたものです。申請人の事業計画を農業委員会が決定し、市長が認定することで貸借が成立するものでございます。今回の件は令和3年4月の総会にて採決を行い、決定されたものですが、計画の変更により再決議を行うことになりました。

そこで、まず、変更計画となった箇所について、どのようなものかを説明をお願いしたいと思います。

申請人 変更箇所に関してなんですけれども、耐用年数の変更と作目の変更です。

議長 もう少し中身を細かく説明してもらっていいですか。

申請人 耐用年数の変更については、今年度、東京都の事業で建てるハウスの耐用年数の関係があるので、法人として借りる年数も延長しなければいけないということで、祖母の土地を延長させていただくよう手続をさせていただきました。

前年度の申請では低カリウムだったんですけれども、そこはうまくいっていないので、代わりになるものという形で、イチゴの申請に変更させていただきました。イチゴに関しては、あみちゃんファームでやっているエディブルフラワーと抱き合わせで売れるところ、それと、あと、今後、エディブルフラワーも含めて、コロナだったりとか、そういうものにも影響が少ない販路づくりというか、売り先を進めていく上で、いろんな野菜を見たんですけれども、イチゴが一番ベストなのではないかということで変更させていただきました。

議長 御説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 皆さんから質問がないようなので、その前に、私からも皆さんに説明もして、また、事務局からも説明させていただきましたので、内容について委員の皆さんも御理解していただいたと思います。

今日は、本当に忙しい中、来ていただいてありがとうございます

ました。これで終わりたいと思いますので。とにかく体には気をつけて頑張っていたいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による変更事業計画の審査・決定について、要件を満たすものとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、決定したいと思います。ありがとうございました。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を4月14日、申請者、申請者代理人、会長、田中委員、島田加美委員、鈴木和昌委員、粕谷委員、岡部委員、高杉委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は砂川町5丁目の4筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、砂川五番交差点の北、すずかけ通り沿いの自宅裏に位置する農地で、今後の作付に向け、耕うんとともにネギやジャガイモなどが、また、試験栽培としてブルーベリーが植え付けられておりました。一部に作業用のカーペットが置かれておりましたので、片づけていただくよう依頼してございます。肥培管理は全体的に良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例農地は一番町1丁目の1筆となり、3月の総会で再調査となった農地となります。略図2を御覧ください。略図2は、残堀川に架かる田堀橋西側に位置す

る農地で、今後の作付に向け耕うんがされており、剪定枝も処分されておりました。作付は、タラの木を植え付ける予定とのことでございます。道路沿いの立ち木が全体的に伸びぎみとなっておりますので、剪定されるよう依頼いたしました。

続いて、議案第2号の3、特例農地は西砂町1丁目の3筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、西部連絡所と西武立川駅の間西方に位置する農地で、今後の作付に向け耕うんをされるとともに、ネギやナノハナ、ホウレンソウなどの野菜類と、モミジ等の植木が植え付けられておりました。農地の北側に使用済みの農業資材が残っておりましたので、処分するよう依頼いたしました。境界も確認でき、肥培管理は全体的に良好でした。

続いて、議案第2号の4、特例農地は西砂町1丁目の4筆と6丁目の2筆となります。略図4-1を御覧ください。略図4-1は、議案第2号の3の東側、自宅より南側に位置する農地、続いて、略図4-2は、西部連絡所の北東に位置する農地、続いて、略図4-3は、松中団地西側に位置する農地となっております。ダイコンやキャベツなどが一部植え付けられておりましたが、作付がされていない場所が残っており、今後、エダマメやコマツナ等の作付を予定されているとのことでした。全体的に境界石の箇所が不明であり、場所が分かるよう、掘り出すか、くいなどを設置するよう依頼いたしました。また、肥培管理が一部されておらず、草が生える状況が見受けられました。このため、手が回らないのであれば生産緑地における貸借の制度の周知、検討を提案いたしました。

続いて、議案第2号の5、特例農地は西砂町6丁目の5筆となります。略図5を御覧ください。略図5は、松中団地の西側に位置する農地で、ハウスにはトマトが植え付けられており、露地には今後の作付に向け、耕うんとともに麦やコマツナ、ネギ、ブロッコリーなどが植え付けられておりました。ミョウガやフキを取るため、一部草が生い茂っていましたが、時期が過ぎたとのことで刈り取るとのことでした。農地の一部に使用

済みの農業資材が残っており、処分するよう依頼いたしました。肥培管理は全体的に良好でした。

続いて、議案第2号の6、特例農地は西砂町5丁目の1筆となります。略図6を御覧ください。略図6は、五日市街道と西砂川街道に分かれた北側に位置する自宅の裏から長く伸びる農地で、今後の作付に向け、耕うんとともに、ニンジンやジャガイモ、ネギ、サントウサイなどが植え付けられておりました。自家消費用の野菜を栽培しているとのことなので、今後は庭先販売も含め、販売していくことも考えていただくよう依頼いたしました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の7、特例農地は西砂町3丁目の2筆となります。略図7を御覧ください。略図7は、五日市街道と林泉寺通りの交差点の南西に位置する農地で、今後の作付に向け、耕うんとともに、もち麦などが植え付けられておりました。改めて測量したところ、舗装した通路が一部農地にまたがっていたことが判明したため、後日、舗装をはがしていただけるということです。地区委員さんに後日確認していただくようお願いをしております。肥培管理は全体的に良好でした。

続いて、議案第2号の8、特例農地は栄町2丁目の5筆及び栄町3丁目の6筆となります。略図8を御覧ください。略図8は、南砂小学校の西側で、栄緑地を挟んだところに位置する農地で、全体的に植木が剪定、作付されており、剪定、除草もされ、大変きれいに管理されておりました。肥培管理も良好でした。

議案第2号については以上でございます。

議長            ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

1番を田中委員、2番を島田加美委員、3番、4番は鈴木和昌委員が今日は欠席なので、私から報告させていただきます。5番、6番を粕谷委員、7番を岡部委員、8番を高杉委員にお願いします。

それでは、初めに、1番、田中委員、お願いします。

- 10番 当日は申請者が体調を崩しておりまして、娘が対応していただきました。畑の中に栗の木が植わっているんですけども、若干高木になっておりましたので、切るようお願いをいたしました。ほかに特に問題はないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番を島田加美委員、お願いします。

- 16番 この方は、先月に引き続きということですので、よろしくお願いいたします。

略図2番なのですが、3月28日に事務局と文書をお届けいたしました。また、現地調査のときには耕うんもされており、ただ、道路際の木が野木になっておりましたので、剪定をお願いして、本日、午前中ですか。ちゃんと剪定をされておりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番を私から報告させていただきます。

この方は、全体的にはきれいにしていたんですが、家とのおちょうど境のところに古い農具、機械が散乱していたので、そちらをきれいに片づけるように指導をしてきました。あとは、境界についても確認をさせていただいたんですけども、一番南側の、ちょうど細い道がある道のところが、どうしても、その道のところに土が風で飛ばされて、土が盛っちゃうんですね。ちょうどこの地区は細い道なんですよね。そこで、石が土で隠れてしまっているところがありましたので、こちらについては地元の委員さんに確認をするようお願いをしておきました。ほかについては問題はないかと思われます。

4番ですね。この方は、結構いろいろなところに飛んでいる畑なので、1人でやっているということで、確かに大変な面もあるんですが、それとあと、作付が、とにかく少しずついろいろなところに植わって作付してある関係で、どうも仕事の効率が

悪いんじゃないかといった話もしたり、ちょっと手が回らないということで、説明がありましたように、あまり大変でしたら貸借の円滑化法を利用して、ぜひそういうことも検討してくださいということで、お願いもしておきました。

一部、草も残ったりしているところもありました。あと、境界についても、何か所か土で隠れて分からないような場所があったので、こちらについても先ほどと同じような場所なんですね。あの地区は本当に、畑のほうは細い道があったところに土で隠れているので、今後は、そこにも支柱か何かを立てておくとか、そういうように申しておいてくださいとお願いしたんですけども、こちらについても地元の農業委員さん、地区委員さんに後日確認をするようお願いをしておきました。そのほかは問題はないかと思えます。

以上です。

続きまして、5番、6番を粕谷委員、お願いします。

3番 5番の方は、かなり高齢の方で、息子御夫婦と娘御夫婦が手伝って作業しております。上の58のほうですが、ジャガイモなど作付がしてあり、そのほかの部分も耕うんしてありました。先ほどお話があったとおり、一部フキ等を取るということで場所があったんですが、その取る以外の場所にも雑草があったので、収穫する前にフキのない部分は除草するようにお願いしておきました。

あと、その下の53のほうですが、こちらは先ほどお話があったように、ハウスの中にトマト等を作ったり、ほかの部分もきれいに耕うんしてありました。北側の境界の部分に、どこから解体で持ってきたような古い雨戸みたいなものが置いてありまして、それを撤去するようにお願いしておきました。それ以外は、おおむね境界も確認できましたので、問題ないと思えます。

以上です。

あと、6番の方ですが、こちらは息子と2人で作業をしておられて、ジャガイモ、ニンジン等があり、北側のほうがこれか

ら夏に向けてキュウリやナスなどを植え付ける予定で、きれいに耕うんしてありました。境界も全て確認できましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7番を岡部委員、お願いします。

9番 こちらの方なんですけれども、地図の右側のほうが自宅に面している畑なんですけれども、本人もうっかりしたらいいんですけれども、境がはっきりしていなくて、ここで測量したら、ほんのわずかなんですけれども、畑のほうにアスファルトが入ってしまっていて、それはまずいので至急直してもらうようお願いをしました。そうしたら、たまたま何日か前に会う機会がありまして、ちゃんと直したら私のほうに連絡をくれることになっております。

あと、畑のほうは、半分が小麦が作付されておきまして、残り半分が自家用の野菜になっております。あと、左のほうの畑なんですけれども、こちらは境界がはっきりしておきまして、作付はほとんど小麦が作付されておきまして、いずれも製粉して、みの一れで販売をしているそうです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、8番を高杉委員、お願いします。

12番 この方の畑は、かなり広くて、全体、植木が植わっているんですが、結構大きな植木が多くて、ただ、1本1本の間隔が広く取ってあるので、重機が入れられて、剪定もすごくきれいにされて、草も全くない状態で、すばらしい畑だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

岡部委員、お願いします。

9番 5番の方なんですけれども、面積が不詳って所有面積です



か。こういうことってあるんでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

主事 ちょっと確認をさせていただくんですけれども、今回、特例を適用している農地の面積とはまた別で、相続が発生した際に、被相続人の方の所有面積というところでは、その時点で相続をした後の面積はこちらで確認はできるんですけれども、被相続人の方が所有していた面積について不詳ということでございます。

説明になっていないんですけれども、そこについて不詳という形なので、このようなことが起こり得るということについては聞いてはおります。確認させてください。

10番 この面積というのは、農地台帳の面積のことを言うんじゃないんですかね。

主事 農地台帳は、現在所有している方の所有されている面積の記載がございますので、被相続人の方の相続時の面積については、農地台帳とは特段リンクはしておりません。

議長 過去の台帳を見れば、どうかというのは分かるかどうかというところではないかと思えますよね。今現在はもう、平成12年なので、過去のがあれば、それが台帳を見れば分かるかもしれないというところですかね。よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

それでは、私から。前回の総会のときに、2番の方を再度、現地確認ということで、今回、島田委員と一緒に行ってきまして、この方にも、とにかく狭いところでもしっかりきれいにしておいてください、今後もまた確認をします、それでまた、しっかり肥培管理しなければ、当然証明書は出せませんからということも、はっきりその方にも話しておきました。今後、タラの木を植えるということがございますので、その辺も、地元の農業委員さんもいらっしゃいますので、こちらもちょうと確認もしていただきたいと思います。

私からは以上になります。よろしいでしょうか、御質問は。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、1件を議題に呈します。

事務局よりお願いします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について御報告いたします。

議案第3号の1、土地の表示は砂川町8丁目の3筆となります。面積は合わせて2,358㎡、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第3号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、補足説明を内野委員、お願いします。

8番 この方なんですけれども、先日畑を見に行っただけなんですけれども、肥培管理も良好で、この場所には、今、植木が植えられているんですけれども、きちんと剪定されていまして。1月に適格化証明のほうで一度現地調査をしているので、境界石も確認できましたし、そのときも肥培管理のほうは良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

御質問がある方はお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移りたいと思います。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、

証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きますして、その他で何かございますでしょうか。

次長 特にございません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は、5月25日水曜日、午後3時から210会議室でございます。先ほどもお話ししましたように、次回からはノーネクタイで結構でございますので、よろしくお願ひします。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時45分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員